

申請はお済み  
ですか？

# 陸前高田市内へ引っ越しをされた 被災者の皆さまへ



市内に確保した住宅に移転した場合、**引っ越しに関する補助制度**があります。

住宅を新築して移転した人だけでなく、**賃貸住宅、市営住宅や災害公営住宅への移転、被災した家屋を補修して避難先から戻る場合**なども対象になります。

## 対象となる世帯

東日本大震災により、その居住する住宅が**半壊以上**の被害を受け、当該住宅に引き続き居住することが困難となり、陸前高田市内に新たに確保した住宅へ移転する被災世帯、およびその他市長が認める世帯。



### ◆以下の世帯は、対象となりません

- ・ 防災集団移転促進事業に係る補助金の交付対象世帯
- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付対象世帯
- ・ 国または地方公共団体による同様の補助金の交付対象世帯
- ・ 陸前高田市外へ移転する世帯

## 補助金額

**10万円** ◆1世帯につき**1回**限り、**定額**となります。

## 補助の対象となる期間

**平成23年3月11日～平成31年3月31日**

◆平成23年3月11日まで、さかのぼって適用します。

※引っ越しが終わった後の申請となります。

引っ越し業者を依頼  
せずに引っ越しを行  
った場合も、補助の  
対象となります！



## 申請期限

**平成31年3月31日**

◆申請に必要な書類等は、申請書（指定様式）／り災証明書の写し／移転の事実を証する書類／振込口座の通帳／印鑑です。

詳しくは、被災者支援室（内線410～413）まで。